

大規模災害等で被災された本学入学志願者に対する特別措置について

◇趣旨

大規模災害等により、入学志願者本人または父母（家計支持者）の被災状況が甚大であると判明した場合、以下のとおり入学検定料、入学金の免除を行ないます。

◇特別措置の対象者

以下のすべてを満たす入学志願者

1. 2027 年度（令和 9 年度）の本学入学者選抜を受験する者
2. 本人または父母（家計支持者）が居住する家屋が、[内閣府災害救助法の適用状況ページ](#)において、2026 年度（令和 8 年度）の災害救助法適用地域に指定され、申請に必要な罹災証明書等が発行された者
3. 「大規模災害被災による入学手続金減免措置申請書」を提出した者

◇特別措置の内容

被災状況を確認の上、以下のとおり決定します。

【2027 年度（令和 9 年度）入学者選抜受験生】

罹災状況	受験検定料	入学金
家屋が全壊・全焼・半壊・半焼	全額免除	全額免除
家屋が一部損壊		
主たる家計支持者が死亡・傷病などで家計が急変		

◇必要書類

- ・大規模災害被災による入学手続金等減免措置申請書
- ・被災状況証明書等（罹災証明書、被災証明書など）※コピー可

◇申請期限および審査結果通知

原則として、各入学試験の出願開始日までに、必要書類を本学入学企画運営・広報課までご提出ください。申請書類に基づき審査を行い、結果を申請書類記載の連絡先に文書で通知します。

なお、出願開始日までに書類等が整わない場合は下記までお問い合わせください。

◇申請書類送付先・お問い合わせ先

被災等により出願手続きが困難な方（「調査書が入手できない」等）につきましても、下記までご相談ください。

愛知医療学院大学 入学企画運営・広報課

〒452-0931 愛知県清須市一場 519 番地

TEL：052-409-3311（平日 9：00～17：00） Mail：shougaiika@yuai.ac.jp

※本学が災害救助法の該当地域となった場合、内容が変更になる場合があります。